

米原市森林整備計画

計画期間 自 平成27年 4月 1日
至 平成37年 3月31日

(平成29年4月変更)



米原市

目 次

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 2 樹種別の立木の標準伐期齢

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
- 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止または造林の命令の基準

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐および保育の標準的な方法その他間伐および保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法
- 2 保育の作業種別の標準的な方法
- 3 その他間伐および保育の基準
- 4 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域および当該区域における森林施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域および当該区域における森林施業の方法

第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 路網の整備に関する事項

第6 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針
- 2 森林の施業または経営の受託等による規模拡大を促進するための方策
- 3 森林の施業または経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成および確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
- 4 鳥獣害の防止に関する事項

III 森林病虫害の駆除または予防その他森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害の駆除または予防の方法等
- 2 鳥獣による森林被害対策の方法
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 3 森林の総合利用の推進に関する事項
- 4 住民参加による森林の整備に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 その他必要な事項

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、滋賀県の北東部に位置し、東西 13.2km、南北 31.6km、総面積は 25,046ha で森林面積は 15,804ha である。東部は岐阜県、西部は長浜市、南部は彦根市、多賀町に接している。地形は最北部から東部へは日本百名山の一つである伊吹山（標高 1,377m）が、南部には霊仙山（標高 1,084m）がそびえる。1,000m級の山塊からなる森林は、湖北平野を潤す姉川、天野川の本流の流域の大半を占めており、下流域の農業用水や飲料水の安定供給を促す水源かん養林として大切な役割を果たしている。

また、伊吹山、霊仙山を中心に琵琶湖国定公園に指定された区域が、2,456ha あり、その区域には貴重な植物群が広がっている。一方、北部には 1,950ha の国有林があり、その一部を利用してスキー場が開設されている。これらの森林については、保健文化等森林の総合的利用を推進する土地として、自然環境の保全と調和に留意し、森林整備を推進することが必要である。

森林整備に必要な林道は、総延長 102.4km、林道密度 7.39m/ha となっているが、林内道路を加えても、林間路網の整備は十分とはいえず、施業の集約化、機械化によるコストダウンを図るため、林道や作業道の整備に加えて低コスト作業路の整備が必要である。

本地域における森林所有者は、所有規模 5ha 未満の林家が大部分を占め、ほとんどが兼業林家である。このような状況の中、林業技術の向上と林業経営の研究改善を行うグループ団体が設立され、休日を利用して森林施業が実施されている。このような団体の活動を支援することにより林家の森林施業の意欲の向上を図り優良材生産を推進することが大切である。

本市の森林は、地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林地帯、更には大径木の広葉樹が生育する天然生林までバラエティに富んだ構成になっており、また、森林に対する住民の意識や価値観が多様化している。

2 森林整備の基本方針

人工林では、戦後に植栽されたスギ・ヒノキの多くが伐期齢を迎え利用できる状態となっているが、木材価格の低迷や林業従事者の減少等により森林整備、利用共に進まない状況である。このため現在、低コスト・高効率施業を目指し、区域面積を大規模化、森林作業道の設置、高性能林業機械の利用等を進める施業集約化を行い、間伐等森林整備と木材の利用促進を行っている。また、広葉樹林の多くは、利用されなくなった薪炭林の二次林が放置され大径化している状況であるが、パルプ、薪、燃料チップ等のバイオマスエネルギーとしての利用や今後適正な施業を実施することにより木工・家具・建築材としての利用も見込めることから、人工林と同様に集約化施業の推進を図っていく。

森林整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林資源を維持造成することを旨とし、自然的、社会的な特質、森林の有する公益的機能の発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等を踏まえ、水源かん養、山地災害防止、土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための森林整備の基本的な考え方と、これらの森林整備の推進方策に係る基本的な考え方を次のとおり定める。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の森林資源構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の機能発揮上望ましい森林資源の姿について次のとおりとする。

○ 水源かん養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

○ 山地災害防止機能、土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

○ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

○ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

○ 文化機能

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

○ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する畦畔林など。

○ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方および森林施業の推進方策

(1) 「地域の目指すべき森林資源の姿」に掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための森林整備の基本的な考え方と、これらの森林整備を推進していくために必要な、造林から伐採に至る森林施業の推進方策に係わる基本的な考え方について次のとおりとする。

○ 水源涵かん機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育や間伐を促進しつつ、下層植生や

樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小および分散を図る。また、立地条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

○ 山地災害防止機能、土壌保全機能

災害に強い森林を形成する観点から、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小および回避を図る森林として整備および保全を推進する。

○ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育、間伐等を推進する。

○ 保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

○ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

○ 生物多様性保全機能

森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度なく乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件や立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育、生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育、生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとし、また野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

○ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進することを基本とする。

森林整備を推進する上で重要な林業労働力については、担い手の主体である森林組合を中心として、伐採可能な森林資源が充実しつつある状況を踏まえて、今後は木材の搬出、利用を進めることとし、集約化、作業道開設、高性能林業機械の導入を行い、伐採、搬出、利用を計画的に進める体制の整備を図る。

また、適切な森林整備を推進するため、森林組合、林業事業体、林業普及指導員、(准)フォレストラー、林研グループ等、森林所有者、ボランティア団体、森林管理署などが相互に連携し、技術指導や普及啓発に努めるとともに、補助事業等を積極的に活用して森林整備の推進を図る。

健全な森林造成による二酸化炭素の固定が地球の温暖化防止に重要な役割を果たすことが

認識される中、本市においても、伐出した主間伐材を建築材等に利用することで、二酸化炭素の固定を促す。具体的には、公共施設の木造化や木質化、学習机への間伐材利用により、地球環境の保全に貢献するとともに、これらの施設を利用した地域の交流や活動、都市と山村の交流や活動が活発に行われるよう働き掛ける。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

自力による適正な管理が困難な森林所有者に対し、施業集約化に向けた長期施業受委託など森林経営の受委託に必要な情報提供や助言やあっせんなどを行い、意欲のある森林所有者や森林組合、林業事業者への長期の施業委託による、森林経営規模の拡大を推進する。

また、木材の生産力向上を図り木材生産に係る労働の軽減を図るため、現地の地形等の条件に適合した作業システムの導入を促進することとし、低コストで効率的な作業システムに対応するため、林道および森林作業道を整備する。

II 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

皆伐、択伐等の伐採方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法その他必要な事項について次のとおり定める。

なお、立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること。）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐または択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件および公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1か所当たりの伐採面積の規模および伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図る。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状または樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

主伐を実施するに当たっては、自然条件や森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地と伐採跡地の間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するなど、伐採箇所の分散に配慮する。

なお、立木の伐採の標準的な方法を実施するに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐および択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持および溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

2 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢について次のとおり定める。

樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	40 年	45 年	40 年	50 年	15 年	20 年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

注) 下記の森林を除く。

- ア 保安林、保安施設地区内の森林、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）第 7 条の 2 各号に掲げる森林および原生自然環境保全地域内の森林であって立木の伐採について禁止され、または、伐採の年齢について制限のある森林
- イ 特用林および自家用林
- ウ 病虫害の被害を受けているなどの理由により伐採を促進すべき森林
- エ 試験研究の目的に供している森林その他これに準じる森林
- オ 米原市森林整備計画で定める保健機能森林の区域内における森林

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林を行う場合の対象樹種について次のとおり定める。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種

	針葉樹（樹種名）	広葉樹（樹種名）
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ等	クヌギ、コナラ、ケヤキ等

定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員または米原市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法について次のとおり定める。

人工造林の樹種別および仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数	備考
スギ	単層林密仕立て	4 0 0 0本/ha	
	単層林中仕立て	2 5 0 0本/ha	
	単層林疎仕立て	2 0 0 0本/ha	
	複層林中仕立て	1 0 0 0本/ha	
ヒノキ	単層林密仕立て	4 0 0 0本/ha	
	単層林中仕立て	2 5 0 0本/ha	
	単層林疎仕立て	2 0 0 0本/ha	
	複層林中仕立て	1 0 0 0本/ha	
広葉樹等	単層林	2 5 0 0本/ha	クヌギ、コナラ等
	複層林	1 0 0 0本/ha	薪炭林の二次林等

定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員または米原市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定する。

イ その他人工造林の方法

人工造林の標準的な方法について次のとおり定める。

その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木および枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置きとするなどの点に注意するものとする。
植付けの方法	気候その他の立地条件および既往の植付け方法を勘案して定めるとともに、適期に植付けるものとする。
植栽の時期	春植えの場合は3月～4月に行うことを標準とし、秋植えの場合は苗木の根の生長が鈍化した11月～12月に行うことを標準とする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持および早期回復ならびに森林資源の造成を図る観点から、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林で、皆伐による主伐後に人工造林を行う場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による主伐後に人工造林を行う場合は、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、別添の米原市天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図る。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新を行う場合の対象樹種について次に示す樹種を標準とする。

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、イチョウ、イチイ、カヤ、イヌマキ、モミ等の針葉樹、ブナ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クス、サクラ、カエデ類、アカメガシワ、キリ、ヤマウルシ、ハゼノキ、ソヨゴ、シキミ、アセビ、クサギ等の広葉樹
ぼう芽更新による更新が可能な樹種	ブナ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クス、サクラ、カエデ類、ソヨゴなど

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

天然更新を行う際には、その期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）が生立している場合をもって、更新完了を判定することとする。

また、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等について定め、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かきまたは植込みを行う。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
天然更新の対象樹種	おおむね7000本/haを標準とする。

天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘察し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽更新を行った場所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて1株当たり2～3本の優良芽を残して、残りはかき取る。

イ その他天然更新の方法

森林の有する公益的機能の維持増進および早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内の期間に、別添の米原市天然更新完了基準により、天然更新の完了を確認することとし、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業または人工造林により確実に更新を図る。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持および早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内に更新を完了するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
特になし。

4 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の9第4項の伐採の中止または造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止または造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林における伐採跡地で、天然更新による場合は次のとおりとする。

2の(2)による。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐および保育の標準的な方法

その他間伐および保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の成育の促進ならびに林分の健全化および利用価値の向上を図ることを旨とし、間伐の回数およびその実施時期、間伐率等について、以下を標準として定める。

また、対象となる森林はうっ閉（樹冠疎密度10分の8以上）し立木間の競争が生じ始めた森林であり、伐採は材積に係る伐採率35%以下で行い、かつ、伐採したおおむね5年後においてその樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる範囲内で行うこととする。

間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)						標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目		
ヒノキ	造作材生産	2500本 /ha程度	18	25	35	—	—	—	間伐は、林冠がうっ閉し、林木相互間に競争が生じ始めた時期に開始するものとする。この間伐の標準的時期は18年・25年・35年生とし、基本的に3回実施する。間伐率はおおむね20～40%程度とし、柱材生産を目的とする。ただし、長長期施業を実施する場合は、おおむね10年おきに上記間伐率で実施するものとする。また間伐材の選定方法は、劣勢木（不良材）を順次伐倒し、優勢木（優良材）を残していく方法や水平・傾斜の両方向の平均間隔で伐倒する方法等林相に適した方法によるものとする。	
スギ	一般建築材	2500本 /ha程度	18	25	35	—	—	—		
広葉樹等	それぞれ樹種・利用目的（短伐期利用・20年生程度：薪炭・チップ材等、きのこ原木、パルプ材等／中伐期利用・50年生程度：木工用材等／長伐期利用・100年生以上：家具、建築用材等）に応じた保残木を選定し、その健全な生育と利用価値の向上を促進する。また搬出間伐による材の利用を目的の一つとする。間伐はおおむね20～40%とする。									

平均的な間伐の実施時期の間隔年数

標準伐期齢未満：10年

標準伐期齢以上：15年

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の作業種別の標準的な方法について次のとおり定める。

保育の作業別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢および回数																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
	広葉樹	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
木起し	スギ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
	広葉樹	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
つる切り	スギ								1										
	ヒノキ								1										
	広葉樹								1										
除伐	スギ													1					
	ヒノキ												1						
	広葉樹												1						
枝打ち	スギ													1		1			1
	ヒノキ													1		1			1

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢および回数							標準的な方法	備考
		19	20	25	35					
下刈	スギ								造林木の育成を阻害し若しくは日圧する雑草、灌木、笹類、ぼう芽等を刈払う。刈払いは、造林木を損傷しないように注意して、雑草等の生育が旺盛な6～8月に行う。また、つる類の繁茂が激しい所では、蔓切を実施する。	
	ヒノキ									
	広葉樹									
木起し	スギ								雪圧倒伏木を縄類を用いて起す。作業は融雪後速やかに 行い、1～2年生の造林木には併せて根踏みを行う。	
	ヒノキ									
	広葉樹									
つる切り	スギ								つるの繁茂の著しい箇所を実施する。	
	ヒノキ									
	広葉樹									
除伐	スギ								造林木の生育の支障となる不要木、不良木を刈り払い除去し、造林木に巻き付いたつる類等を取り払う。	
	ヒノキ									
	広葉樹									
枝打ち	スギ								間伐作業の終了後に力枝より下の枝を鉋等を用いて取除く。作業期間は9月～3月とし、厳冬期は避ける。枝下高はおおむね8mまでとする。	
	ヒノキ									

3 その他間伐および保育の基準

天然林の施業（間伐）について集約化施業で今後人工林と一体的に整備を行う。

4 その他必要な事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐または保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるもの（以下「要間伐森林」という。）については、要間伐森林である旨ならびに当該要間伐森林について実施すべき間伐または保育の方法および時期を森林所有者に対して通知を行うこととする。

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

森林の有する公益的機能の別に応じ、当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林である、公益的機能別施業森林の区域および当該区域内における森林施業の方法について次のとおり定める。

なお、区域内において機能が重複する場合には、より厳しい基準で実施するものとする。

(1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林、干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源かん養機能の評価区分が中程度以上の森林など、水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定める。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小および分散を図る。森林の区域については別表2により定めるものとする。

なお、当該区域において複層林施業を経営方針としている区域においては、複層林施業を推進すべき森林とする。

(2) 土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定める。

① 土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、水害防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、山地災害危険地区、砂防指定地周辺、急傾斜崩壊危険区域等や山地災害の発生により人命、人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

防風保安林、市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、国定公園や自然公園の特別地域、都市計画風致地区、鳥獣保護

区特別地区、史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で、伐採に伴って発生する裸地化の縮小ならびに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持、形成に配慮した施業を推進する。

このため、次の①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林として定める。

また、適切な伐区の形状、配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定め、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小および分散を図る。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持または造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。それぞれの森林の区域については別表2のとおり定める。

- ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所または山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理または片理が著しく進んだ箇所、破碎帯または断層線にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石レキ地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等
- ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③ 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能および文化機能の発揮が特に求められる森林等

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域および当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と

認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を付属資料の米原市森林整備計画機能別区域図に図示する。

(2) 森林の施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期および方法を定めるとともに、適切な造林、保育および間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 路網の整備に関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムならびに作業路網等整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

効率的な森林施業を推進するために路網整備は重要であるが、本市の路網密度は低位であるため、集約化と合わせて森林作業道を中心とした路網整備を推進することとし、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について次のとおり定める。

なお、路網密度の水準については、木材の搬出予定箇所に適用するものであり、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	35m/ha 以上	65m/ha 以上	100m/ha 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	25m/ha 以上	50m/ha 以上	75m/ha 以上
	架線系 作業システム	25m/ha 以上	25m/ha 以上	25m/ha 以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	15m/ha 以上	45m/ha 以上	60m/ha 以上
	架線系 作業システム	15m/ha 以上	15m/ha 以上	15m/ha 以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 m/ha 以上	—	5 m/ha 以上

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）について次のとおり設定する。

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対 図 番 号	備 考
上野 桂口 ほか	5.00	上野線	1,000		
藤川 西釜洞 ほか	5.00	西釜洞線	1,000		
藤川 深谷 ほか	8.00	深谷線	800		
梓河内 長畑 ほか	10.00	長畑線	2,500		
梓河内 梓山 ほか	8.00	梓山線	1,500		
梓河内 奥仏谷 ほか	5.00	奥仏谷線	1,000		
梓河内 水谷 ほか	5.00	水谷線	1,000		

梓河内 稗谷 ほか	10.00	稗谷線	2,500		
梓河内 梨木谷 ほか	5.00	梨木谷線	1,000		
梓河内 ゴイ畑谷 ほか	8.00	ゴイ畑線	2,000		
柏原 酒塩谷 ほか	5.00	酒塩谷線	1,000		
柏原 大谷 ほか	5.00	大谷線	1,000		
柏原 西谷 ほか	5.00	西谷線	1,000		
番場 狭間山 ほか	8.00	狭間山線	2,000		
上丹生 後嶺 ほか	8.00	後嶺線	2,000		
枝折 造座 ほか	5.00	造座線	1,000		

(2) 作業路網の整備および維持運営に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

① 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、滋賀県林業専用道作設指針に則り、現地の状況に適合した必要最小限の規格により低コストの開設を行う。

② 基幹路網の整備計画

当該市町村に関する基幹路網については別表3に示す。

イ 細部路網の整備に関する事項

① 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、滋賀県森林作業道作設指針に則り、地形条件に応じて作業の効率化とコスト低減が実現できるよう森林作業道を開設する。

② その他必要な事項

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切な管理を行う。

第6 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本市における森林所有者は小規模零細所有者が多いことから、不在村者や森林経営意欲の低い森林所有者については、森林組合や林業事業体への長期施業受委託を進めることにより、集約化と経営規模拡大を推進することとする。

2 森林の施業または経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

1に示す森林経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針に基づき、経営規模等を拡大するための方策について次のとおりとする。

不在村者や森林経営意欲の低い森林所有者に対しては、森林組合や林業事業体への長期施業受委託を働き掛けることとし、受委託に必要な情報提供やあっせんを行う。

また、森林組合や林業事業体を中心となって、集約化のために集落会議等の開催を行う。

3 森林の施業または経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等森林の経営の受託の方法は、森林組合や林業事業体と森林経営委託契約の締結を行うことを標準とする。

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林所有の形態は、民有林 13,854 h a、国有林 1,950 h a であり、民有林は、県有（営）林 651 h a、市・財産区有林 1,296 h a、私有林 11,907 h a、内公団公社造林 2,070 h a、その他（個人有林等）9,837 h a となっており、その所有状態は、公有林は大規模な施業団地、個人有林は極めて零細で分散している。

公有林における森林施業は、森林組合への委託作業で実施され、また、個人有林も一部は自力施業もあるが、大半は個別に森林組合への委託作業となっている。

このことから、森林施業の実施は、主に森林組合への施業委託により積極的に進めることにより、森林施業を地域ぐるみで計画的・組織的推進する。また、流域別に共同化を重点的に推進する地域を設定し、大規模施業地を有する県有（営）林、造林公社等と連絡調整を図りながら作業の効率的な実施を推進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を図る地域は、団地造林事業実施地、造林公社施業地、その周辺の森林等まとまった森林とし、森林組合、自治会等の団体の協力を得て、森林整備の共同化を促進する。

森林施業共同化重点実施地区の設定計画は、下表に示すとおりである。

森林施業共同化重点的实施地区の設定計画（単位：h a）

地区の名称	地区の所在	区域面積	備考
伊吹	甲津原	3,334.78	
梓河内	梓河内	909.67	
柏原	長久寺、柏原、清滝、須川、大野木	967.41	
山室	山室、菅江	135.34	
上丹生	上丹生、下丹生、枝折	1,047.22	
番場	番場、梅ヶ原、三吉	422.77	
醒井	醒井、一色	92.16	
樽ヶ畑	樽ヶ畑	254.48	
近江	多和田、能登瀬、日光寺、西円寺	230.73	
計		7,394.56	

3 共同して森林を実施する上で留意すべき事項

- ア 森林経営計画を共同で作成するもの（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同または意欲ある林業事業体への共同委託により実施することを旨とすること。
- イ 作業路網その他の施設の維持運営は、共同作成者の共同により実施すること。
- ウ 共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、あらかじめ個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成および確保に関する事項

林業労働者は減少と高齢化が著しいことから、担い手の中心となる森林組合や林業事業体の育成について関係機関が連携して支援を行うものとし、安定雇用への制度充実、技能・技術向上に向けた研修や指導、高性能林業機械導入による省力化などを行う。

また、林研グループ等の育成や活動支援により活性化を行う。林業従事者は、減少し、高齢化が進んでいることから、森林施業の共同化により、受託施業を安定的に確保し、作業員の通年雇用ができるような体制を整備する必要がある。また、特用林産物の生産・販売の合理化、農林複合経営による近代化、森林施業の協業化等を推進することにより、林業経営の改善を図る。

森林研究グループ等林業活動グループの育成について、「北近江林友会」が平成23年9月に林業技術の向上と林業経営の研究改善を目指して設立され、活動も活発に行われ、地域林業の振興に重要な存在となっている。

森林研究グループの現況

グループ名		会員数	設立年	活動状況その他
北近江林友会	組織化による生産性の向上、所得の増大を図るとともに、地域社会の発展に貢献できるよう活力ある林業の樹立を目指す。	73人	平成23年 9月	1. 間伐等研修会 2. 優良事例調査 3. 優良林業地コンクール

(1) 林業労働者、林業後継者の育成方策

【林業労働者の育成】

森林組合の作業班の育成を通じて、林業労働者の各種社会保険制度の活用、安定雇用への制度等の充実を指導し、林業労働者の恒常的な就労体制の確立を行うとともに、新規林業労働者の確保を目指す。

【林業後継者等の育成】

林業後継者等林家を育成するために、地域内の林業技術等の啓発普及を行い、北近江林友会の技術研修会への地区住民の参加を促進し、退職者およびサラリーマン林業者を中心にグループの発展強化により、後継者の育成に努める。

(2) 林業事業体の体質強化方策

森林組合等関係団体を育成するため、組織強化の補助を行っていくとともに、森林施業の協業化等の推進により林家意識の改善を図り、受託事業を積極的に取り入れる。地域が一体となって、造林・小径木加工の安定的事業量の確保に努めるとともに、広域での連携等による組織・経営基盤の強化等を推進するなど、林業事業体の経営体質強化を図るものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

作業路等の整備と合わせた高性能林業機械の導入を推進し、省力化による低コスト作業を行うこととし、必要なオペレーターの養成を図る。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

区分		現状（参考）	将 来	
伐倒 造林 集材	緩 傾 斜	チェーンソー（伐倒） ↓ チェーンソー（枝払・玉切） ↓ 集材機（集材）	主伐 チェーンソー（伐倒） ↓ プロセッサ（枝払・玉切） ↓ グラブブル（集材・積込） ↓ 林内作業車（搬出）	間伐 チェーンソー（伐倒） ↓ プロセッサ（枝払・玉切） ↓ ウィンチ付きグラブブル（集材・積込） ↓ 林内作業車（搬出）
	急 傾 斜	チェーンソー（伐倒） ↓ チェーンソー（枝払・玉切） ↓ 集材機	主伐 チェーンソー（伐倒） ↓ 小型移動式クレーン付集材機（集材） ↓ プロセッサ（枝払・玉切） ↓ 小型移動式クレーン（搬出）	間伐 チェーンソー（伐倒） ↓ チェーンソー（枝払・玉切） ↓ スイングヤーク（集材・積込） ↓ 林内作業車（搬出）

※1 作業の種類欄には、必要に応じて、伐倒、造林、集材その他の作業種を記載する。

2 現状および将来欄には、林業機械名を記載する。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市の林産については、戦後造林された林地が多く、木材生産は少ないが、素材は主に市内もしくは近隣の素材生産者により近隣の素材市場へ集荷されている。また、本市を管轄する森林組合に、小径木加工施設が林業構造改善事業により平成元年度に整備され、市内外の小径木が加工されている。

今後は、間伐材利用および小径木加工施設の利用拡大を図るため、搬出・流通対策を積極的に推進し生産体制の育成を図り、流通体制の整備に努める。

特用林産物は、シイタケ等が生産されているが経営規模は零細で自家消費が主体である。今後は協業による生産体制の支援や「北近江林友会」の育成を図り、流通経路整備を図る。

4 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域および当該区域内における鳥獣害防止に関する方針

本市では鳥獣害被害が多いことから、鳥獣害防止森林区域の設定、当該区域内における鳥獣害の防止方法について、次のとおり定める。

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については下記のとおり定める。

区域	対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
米原市全域	ニホンジカ	図示 (鳥獣害防止森林区域図)	13,854

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新および造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、防護柵の設置もしくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置または、わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の捕獲による鳥獣害防止対策を推進する旨を定める。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努める。

(2) その他必要な事項

近年ニホンジカの生息数の増加および生息域の拡大により、林業被害のみならず下層植生の食害により土砂流出の危険性の増大、森林更新の阻害、生物多様性の低下など大きな影響が出ており、捕獲の推進と併せて森林土壌対策や希少種保護等の森林保全対策を実施する。

また、野生鳥獣との共存に配慮し、生物多様性が保全されるような多様な森林の整備、野生鳥獣と地域住民との棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

なお、上記（1）のほか、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法の方針等について、必要に応じて、植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努める。

Ⅲ 森林病虫害の駆除または予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除または予防の方法等

(1) 森林病虫害の駆除および予防の方針および方法

森林病虫害の駆除および予防については、被害の未然防止と早期の発見と駆除に努めることとし、マツクイムシ被害に対しては薬剤による駆除とともに抵抗性マツや他の樹種への転換を進める。また、ナラ枯れ被害に対しては里山整備等を通じた防除等を推進する。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) その他

(1)のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見および薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりのため、関係機関が連携して取り組むこととする。

2 鳥獣による森林被害対策の方法

鳥獣による森林被害対策について、シカ等による食害、剥皮被害を防止するため、植栽、間伐等の森林施業に応じた計画的な防護柵の設置、テープ巻等の予防等の拡大を防ぐための防除等森林被害対策、鳥獣保護管理施策や農業被害対策など関係機関と連携した取組を行う。

3 林野火災の予防の方法

月1回程度の林道からのパトロールを行う。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

米原市森林等の火入れに関する規則を順守すること。

5 その他必要な事項

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能の森林の区域

地域施業計画に定める保健機能森林の区域の基準に基づき、地域森林計画において保健文化機能を高度に発揮させる必要のある森林とされている森林等であって、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる区域であり、区域の設定に当たっては、森林施業の担い手となる森林組合の存在等を勘案するものとする。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

米原市森林整備計画で定める保健機能森林の区域内における森林の施業の方法に関する指針に基づき、択伐による施業、特定広葉樹育成施業等の皆伐以外の方法を原則とし、優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進等を旨として定めるものとし、造林、保育、伐採その他の施業に区分し、それぞれの望ましい施業の方法を実施する上での留意事項について定めるものとする。

造林、保育、伐採そのおよび施業の方法

施業の区分	施業の方法
保健機能森林	地域森林計画で定める保健機能森林の区域内における森林の施業の方法に関する指針に基づき、択伐による施業、特定広葉樹育成施業等の皆伐以外の方法を原則とし、優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進等を旨として定めるものとし、造林、保育、伐採その他の施業に区分し、それぞれの望ましい施業の方法を実施する上での留意事項について定めるものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

地域森林計画に定める保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針に基づき、森林の有する保健機能以外の諸機能の確保に留意しつつ、当該保健機能森林の状況や利用の見通し、周辺地域の既存の施設との連携、調和の観点から、整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）をいう。）、当該森林保健施設の維持および運営に当たっての留意事項等について定めるものとする。

施 設 の 整 備

①整備することが望ましい施設

- ・管理施設、林間広場、遊歩道、キャンプ場、自然を利用した健康づくり施設およびこれらに類する施設

②留意事項

- ・自然環境の保全、国土の保全に留意し、適切な利用者数の見込みに応じた規模とするとともに、切土、盛土を最小限とする配置にすること。
- ・遊歩道は、利用者が多様な林相に接することができるように配置するとともに、快適な利用がされるように定期的に刈り払い等の維持管理を行うこと。

4 その他必要な事項

森林の管理運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ森林の保全とともに保健機能の増進が図られるよう森林および施設の適切な管理や防火体制、施設整備に努めることとする。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- (3) IIの第6の3の森林の施業または経営の受託等を実施する上で留意すべき事項およびIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) IIIの森林病虫害の駆除または予防その他森林の保護に関する事項

2 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名、林班および区域面積は別表4のとおりとする。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

特になし。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

特になし。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

特になし。

6 その他必要な事項

琵琶湖森林づくり事業に係る協定に基づいた適切な管理を推進する。

付属資料

以下の図面を作成するものとする。また、必要に応じ参考資料を作成するものとする。

○ 市町村森林整備計画概要図

- (1) 縮尺2万5千分の1の地形図等を基に作成する。(更に必要な場合は、公益的機能別施業森林等の区域およびその区域内で施業の方法、保健機能森林の区域等について、森林計画図等を基に別途詳細な図面を作成することが望ましい。)
- (2) 作成要領は別紙による。
- (3) 天然更新完了基準
- (4) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在